検査申請受付時チェックシート

令和　年　月　日

チェック項目	申請者(代理者)チェック欄　(※該当する項目の□部分にレ点を入れて下さい。)	AI担当者チェック欄
検査申請書	□ 検査申請書(部数1部)　□ 記名 □ 関係企業等一覧の確認　□ 前回申請時と同じ □ 関係者が存する場合(不受理　有)　□ 追加変更した関係企業等が有(別紙)	□ 関係企業等一覧表 □目視確認 □電子ﾃﾞｰﾀ確認
設計図書等	□ 当機関以外で確認申請・中間検査・変更届等を行った案件の場合　※(1)	□
委任状	□ 代理者の委任状 □ 代理者変更がなく確認時に検査に関する委任がある	□
軽微な変更	□ 変更有（ □ 軽微な変更説明書 +　□ 図面 +　□ 概要書） □ 検査申請書3面記入 □ 変更なし	□
検査申請書記載内容	□ 検査申請書第4面に記載された工事監理の状況確認 □ 確認済証交付・直近中間検査以降の設計者及び工事監理者の追加　□有・□無	□ □DB

工事監理記録等	□ 検査特例　有	□ 検査特例　無	□
□ 中間検査時	□ 基礎配筋写真 □ 屋根の小屋組写真 □ 構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁及び接合部の金物の写真 □ 外壁の金物取付状況の写真 【杭基礎が有る場合】 □ 杭の施工結果報告書 【界壁・非常用照明が有る場合】 □ 界壁施工状況(共同住宅・長屋) □ 非常用照明照度測定結果等 【その他必要と認める書類】 中間検査時に必要な図書 ◎横浜市・茅ヶ崎市・平塚市・藤沢市・厚木市は、木造(在来軸組工法)建築物の場合、「筋かい、通し柱の位置を明示した図書」並びに「土台、柱、梁等の相互の接合の仕方を明示した図書」の提出が必要です。藤沢市に関しては、木造(枠組み壁工法)建築物に関しても必要となります。 【東京都物件】 (建築設備の報告対象物件) ※(2) □ 建築設備工事監理状況報告書	【以下の内、申請建築物について該当するもの】 □ 鉄筋のミルシート □ 鉄骨のミルシート □ 鉄筋圧接引張試験 □ 鉄骨の溶接の検査結果(UT検査等) □ コンクリートの強度試験結果（4週） □ 地盤調査報告書(確認申請以降に実施した場合) □ 地盤改良または杭の施工結果報告書 【検査日までの記録写真】 □ 配筋検査記録(基準法の配筋検査がない場合) □ 木造の構造耐力上主要な軸組・金物等(基準法の躯体検査がない場合) □ 界壁施工状況(共同住宅・長屋) □ 鉄骨接合部等 【その他必要と認める書類】 □ 消防検査結果等 □ 関係法令検査済証の写し □ 非常用照明照度測定結果等 【東京都物件】 (地上3階建て以上) □ 建築工事施工結果報告書 (地上3階建以上かつ500㎡超:木造以外) □ 建築工事施工計画報告書(行政提出写し) (建築設備の報告対象物件) ※(2) □ 建築設備工事監理状況報告書	□
□ 完了検査時 ※ 中間検査時に提出した工事監理記録以外のもの			

※(1)確認申請図書、確認済証、中間検査合格証、変更届の写しが必要となります。
※(2)ただし、改良便槽又は合併処理浄化槽が設置されていない一戸建ての住宅及び併用住宅の場合は対象外となります。

事務連絡先	会社名		連絡先Tel	ー　ー
	担当者名		連絡先Fax	ー　ー

お支払方法			請求先	
	□	現金払い		領収書宛名:　建築主 ・ 代理者 ・ 施工者 ・ 設計者 その他(　)
	□	銀行振込		宛名:　建築主 ・ 代理者 ・ 施工者 ・ 設計者 その他(　)
	□	一括請求契約		送付先住所:　〒 電話番号: ※ 請求書の宛名と送付先が違う場合はご記入ください 送付先宛名:

AI受付印	※ AI処理欄		AI担当者
		受付担当者は建築主等が指定準則第3第四号に抵触しないことを確認し押印すること	印